## 第83号議案

豊川市御油合葬式墓園条例の制定について

豊川市御油合葬式墓園条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市御油合葬式墓園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 の規定に基づき、豊川市御油合葬式墓園(以下「合葬墓」という。)の設置 及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の公衆衛生の増進を図るため、合葬墓を豊川市御油町膳ノ棚29 番地2に設置する。

(利用できる者の資格)

- 第3条 合葬墓を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
  - (1) 本市に住所を有する者で、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律 第48号)第8条に規定する改葬許可証若しくは火葬許可証又はこれらに 代わる証明書を現に有するもの
  - (2) 本市に住所を有する満65歳以上の者で、その死後に自己の焼骨を合葬墓に埋蔵することを希望するもの
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者 (利用の許可)
- 第4条 合葬墓を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- 3 市長は、合葬墓の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件 を付すことができる。

(利用の方法等)

- 第5条 合葬墓の利用は、次のいずれかの方法によるものとする。ただし、第 3条第2号に該当する者については、第1号に掲げる方法に限る。
  - (1) 合葬室において、共同で焼骨を埋蔵する方法
  - (2) 個別安置室において、前条第1項の許可を受けた日から起算して10年 又は20年を経過する日までの間焼骨を安置し、当該期間の経過後に合葬 室に埋蔵する方法
- 2 前項第2号の方法により個別安置室を10年間利用する場合においては、 1回に限り利用期間を10年延長することができる。
- 3 合葬室及び個別安置室には、立ち入ることができない。 (利用権の譲渡等の禁止)
- 第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、合葬 墓を利用する権利(以下「利用権」という。)を譲渡し、又は利用の許可を 受けた施設を転貸してはならない。

(利用権の承継)

第7条 利用権は、合葬墓に安置し、又は埋蔵し、若しくは埋蔵されようとする焼骨に係る祭事を主宰する者に限り、承継することができる。

(利用の中止等)

- 第8条 利用者は、焼骨を埋蔵し、又は安置する前に合葬墓を利用しなくなったときは、市長に届け出なければならない。
- 2 個別安置室の利用者は、利用許可を受けた期間内にその利用を中止すると きは、市長に届け出るとともに、市長の指示に従って焼骨を引き取らなけれ ばならない。

(利用の許可の取消し)

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬墓の利 用の許可を取り消すことができる。
  - (1) 偽り又は不正な手段により合葬墓の利用の許可を受けたとき。
  - (2) 第4条第3項の規定により合葬墓の利用の許可に付された条件に従わなかったとき。
  - (3) 利用権を譲渡し、又は利用の許可を受けた施設を転貸したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく規則の規定 又は市長の指示に従わなかったとき。

(使用料)

- 第10条 合葬墓の使用料は、別表のとおりとする。
- 2 使用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。 (使用料の減免)
- 第11条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると 認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(焼骨の不返還)

第13条 合葬室に埋蔵した焼骨は、返還しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、合葬墓の管理に関し必要な事項は、 市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 利用の許可及び不許可、利用の取消し、使用料の減免並びにこれらに関し 必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても第4条、第9 条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表 (第10条関係)

施設等の名称		使用料	
合葬室		1 体につき	50,000円
個別安置室	10年	1 体につき	100,000円
	20年	1 体につき	150,000円
記名板		1 体につき	30,000円

備考 個別安置室の利用期間を第5条第2項の規定により延長したときの 当該延長した期間の使用料は、50,000円とする。

## 理由

この案を提出するのは、市民の公衆衛生の増進を図るため、豊川市御油合葬式墓園を設置する必要があるからである。

